

本庄市交通政策協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本庄市交通政策協議会設置要綱(平成24年本庄市告示第17号の2)第12条の規定に基づき、本庄市交通政策協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、補助金、交付金、繰越金その他の収入をもって歳入とし、協議会の運営及び業務の執行に要する経費をもって歳出とするものとする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の承認を得るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会に承認されたときは、速やかに当該予算書の写しを本庄市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、速やかに協議会の承認を得るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が協議会に承認されたときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 協議会は、一会計年度において臨時かつ特別な理由があるときは、前2項に規定する以外の款、項及び目を定めることができる。

(予算の流用等)

第5条 会長は、歳出予算の流用及び予備費の充当をしたときは、次の協議会の会議において、これを報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、銀行その他の金融機関に預金する等確実な方法によって保管しなければならない。

(出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから出納員を命ずることができる。

2 出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務を処理する。

(予算の執行)

第 8 条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、出納員が行う。

2 出納員は、予算整理簿を備え、出納の管理を行うものとする。

(決算等)

第 9 条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく協議会の決算を調製し、協議会の承認を経なければならない。

2 会長は、前項の承認を経るにあたっては、本庄市交通政策協議会設置規約第 11 条第 2 項の規定による監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第 1 項の規定により、決算が協議会に承認されたときは、速やかに当該決算書の写しを本庄市長に送付しなければならない。

(その他)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 24 年 2 月 14 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 補助金	1 補助金	1 補助金
2 交付金	1 交付金	1 交付金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第 2 (第 4 条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 事務費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費